

「市役所内での分権」に係る論点整理について

* = 第8回審議会での意見

1 支所に関する意見

(1) 支所機能の強化が必要（総論的な意見）

- ・あくまでも支所の充実が一番大事ではないか。
- ・地区課題にに応じていくなれば、支所機能を見直して充実する必要がある。
- ・支所や連絡所を充実するという前提を決めないと議論が進まない。
- ・支所によって管轄範囲が広いところがあり、現状では手が回らないので支所の充実が先ではないか。
- ・支所を縮小したことで住民は行政依存になってきたのではないか。
- ・支所機能について、もう少し横断的なものに出来なかったのか。要員は増やさないという原則の中で、支所機能を充実し、現在の組織と違った形に考えられないか。
- ・支所は地域の意思を実施できるだけの権限や予算を持つべきではないか。
- ・本庁で行っていた業務を支所へ下ろして、支所を中心に住民自治協議会を支援すれば、自分たちの地域は自分たちで考える地域になっていくのではないか。
- ・身近な支所が権限を移譲され、迅速に対応できるというのが課題である。
- * 都市内分権で必要なのは、地域で何をやりたいか掘り起こせる組織を作ることではないか。
- * 地域住民のニーズにマッチした支所機能というものを構築する必要がある。
- * 地域が支所に対して何を求めているのか、今の仕組みで何が不自由なのか、市に何をしてもらいたいかという思いが都市内分権を議論する時に一番重要になる。
- * 連絡所の地区や今回合併した地区など合併の経過により、それぞれの地区の支所に対する思いが異なるため、分けしながらか議論していく必要がある。
- * 都市部と農村部では機能が異なってくるので、一概に支所機能を定めることはできないのではないか。

(2) 支所機能を強化する具体的な内容

事務内容に関すること

- ・現在の支所は窓口業務も住民自治支援も行っている。新たに人材の発掘・育成を業務として追加する程度では見栄えがしない。

- ・公民館は教育委員会の組織であり、支所と違うから各地域で独自の事業が出来るのではないかと思う。
- ・現在の市立公民館の機能を支所が引き継げるか心配であるが、公民館長を別に配置するのであれば良いと思う。
- ・保健業務など支所へ何でも任すということについては抵抗がある。
- *それぞれの支所へ予算配分をして執行できる体制をつくる必要がある。
- *予算執行を伴った業務を支所へ付与しなければ支所権限の強化にはならない。
- *支所の充実、地域総合事務所が管内の支所へどんな機能を持たせればよいかを考えればいいのではないか。
- *防災関係について支所の権能を強める必要がある。
- *生活保護の相談の窓口は支所で十分ではないか。

職員体制に関すること

- ・地域を一番把握しているのは支所長であり、地区活動支援担当職員と一緒に住民活動を支援していく必要がある。
- ・早急に支所へ地区活動支援担当職員を送って充実するべきではないか。
- ・地域住民と人間的な関係を作るためにも支所の地区活動支援担当職員は短年で異動させるべきではない。
- ・都市内分権で一番大事なのは、支所機能の充実だと考えており、地区活動支援担当職員のレベルを同一にして配置する必要がある。
- ・まちづくりを担当する地区活動支援担当職員は、課長くらいの力のある職員でないと地域は動けないが、課長級を支所へ常駐するだけの仕事量はない。
- *災害時の対応のため支所に土木担当者が必要である。
- *防災は住民自治協議会の大きな課題となるため、土木担当を支所へ配置するべきではないか。
- *各支所に土木の連絡員は必要だが、実際の災害時には市内2～3カ所に土木事務所を置いて、そこで対応する方が効率的ではないか。

(3)行政コストの増加は避ける

- ・大幅な財政支出を伴う仕組みは構築すべきではないということを念頭に置かなければならない。

- ・支所の充実、職員総数など行政コストが今より増加する。職員を増やさないという前提が必要ではないか。
- ・都市内分権は行政改革のツールでなければならない。
- ・支所を充実すれば本庁の業務が減り、職員が減るので、必ずしも職員増にはならないのではないか。

(4) 合併支所の取り扱い

(5) 連絡所を支所とすること

支所充実についての事務局の考え方

- ・ 職員削減等の行財政改革を進める中で支所機能の充実・強化を図るため、報告書では、支所を地区住民活動の拠点として位置づけ、住民自治協議会の事務局等を担う地区活動支援担当職員を配置するとともに、地区内の人材発掘・育成を公民館と連携して行うとし、さらに現在の4連絡所を支所とすることを提案している。
- ・ 産業振興担当や土木担当職員については、全ての支所に配置することが理想ではあるが、専門職員の確保や事務の効率性の観点から困難であり、市域をある程度に区分し、地域総合事務所を設置することを提案している。
- ・ しかし、地区の自然条件、地域特性、地域総合事務所からの距離などを考慮して、産業振興や土木担当の職員を支所へ駐在させることも考えられる。
- ・ また、支所を住民活動の拠点とするとともに、住民の日常生活に密着した窓口とするため、各地区に配置される地域福祉ワーカーや地域福祉サービスコーディネーターと地区活動支援担当職員の連携を密にし、市政全般にわたるきめ細かい市民要望の把握を行い、本庁担当課へ連絡し施策へ反映できるよう相談窓口の機能を充実させることが考えられる。
- ・ さらに、市職員の地区担当制について、できるだけ多くの職員を地区担当とした上で、リーダーを支所長とし、支所長の指示の下に市職員が地区の住民活動を支援することが考えられる。

2 地域総合事務所に関する意見

(1) 地域総合事務所の必要性

必要性に関する総論的な意見

- ・ 行政の効率化ということで支所を縮小しており、地域総合事務所を設置する効果があるのか意見交換する必要がある。
- ・ 今の支所を基礎にして都市内分権を進めていく場合に、地域総合事務所が必要なかどうか議論する必要がある。
- ・ 地域総合事務所が必要かどうか、地域割はどうするか検討する必要がある。
- * 市は現在の事務処理で何を困っているのか、地域総合事務所を作らないと事務処理上で不都合があるのかをゼロから考える必要がある。
- * 部長級なのか課長級なのかは仕事をする上では関係なく、規則等でどんな権限が付与されているかによって決まる。むしろ独自性を尊重する為政者の姿勢が重要である。

地域総合事務所は必要（賛成意見）

- * 本庁から地域へ仕事を下ろしても縦割りになる。それを課長級の支所では調整できないから部長級の地域総合事務所が必要になるのではないか。
- * 支所と住民自治協議会がタイアップして活動するようになるが、どこかで調整する必要があり、組織上は地域総合事務所の位置づけが必要になる。
- * 市の中が縦割りで異なる担当で同じような仕事をしており、無駄を省き横の調整をするためにも地域総合事務所が必要である。
- * 本庁に一極集中ではなく、地域総合事務所で決定できるように権限を移譲していくことが都市内分権の一番の本旨ではないか。
- * 住民生活に関わる問題を地域総合事務所で解決できるようになれば市役所が住民に近くなるのではないか。
- * 連絡所を支所に格上げし、住民自治協議会の担当者を配置する以上のことが出来ないから地域総合事務所が必要になるのではないか。
- * 30地区の支所ごとに本庁と調整するのは無理があるので、地域総合事務所を作って本庁と調整した方がいいのではないか。
- * 土木の予算執行や生活保護の決定は相当な権限であり、課長級の支所ではできないのではないか。

- * 地域総合事務所長会議が本庁の部長会議より権限を持って、いろいろなことを判断して決めていけばいいのではないか。
- * 支所の担当者の質によって住民自治協議会が大きく変わってしまうため、アドバイスや情報提供を行う機能を地域総合事務所に持たせるべきではないか。

地域総合事務所は不要（反対意見）

- ・ 支所はそのまま充実させて、なおかつ、その上に地域総合事務所を作るということは矛盾しているのではないか。
- ・ 地域総合事務所が組織上増えることによって、行政サービスのスピードが落ちるのではないか。
- * 土木など災害や安全の面は担当を地域総合事務所ではなく支所に必要になるし、福祉とか教育は本庁へ担当を決めておけばいいのではないか。
- * 地域総合事務所というものを市民が望んでいるのか疑問である。
- * 報告書に記載の地域総合事務所の事務分担であれば、支所に移せるものが多く、移せないものでも本庁でやればいいのではないか。
- * 長野広域圏で合併するような段階で、はじめて地域総合事務所が必要になる。
- * 合併支所と同じ権限を全支所へ与えれば、地域総合事務所はいらないのではないか。
- * 住民自治協議会から本庁へ上げるのも、地域総合事務所へ上げるのも一緒であり、わざわざ分ける必要はない。
- * 地域総合事務所へ行っても、本庁へ行かないと総合的に判断出来ないので、結局時間だけがかかることになるため地域総合事務所は屋上屋ではないか。

必要性に関する議論は先送り

- ・ 先に支所の自立を図り、その後で地域総合事務所の必要性について議論すべき。
- ・ 支所の機能を十分に検討してからでないと地域総合事務所の必要性について判断ができない。
- * 地域総合事務所を作ることにより組織が肥大化する可能性があり、また、更なる合併も考えると地域総合事務所に関する議論は棚上げしておくべきではないか。

(2) 地域総合事務所の事務内容

- ・ 保健福祉ブロックは9ブロックに分かれており、そのブロックと地域総合事務所の関係が難しくなるのではないか。

- ・福祉と保健の連携は密接であり、それが地域と有機的に結びつくかどうかが重要である。

* 地域包括支援センターの位置づけについても検討する必要がある。

地域総合事務所についての事務局の考え方

- ・ 地域住民の声を反映し、地域の実態に即したまちづくりを展開するためには、本庁の権限や予算を住民に身近な地域へ分散させる必要があるが、現在の全ての支所へ権限や予算を付与することは職員配置や事務の効率性の観点からも困難であり、地域総合事務所を設置することを提案している。
- ・ しかし、まずは支所の充実を図り、住民自治協議会の活動が活発に行われるように支援していくことが先決であり、地域総合事務所の具体的な内容については、住民自治協議会の成熟状況等を見極めて改めて議論する必要があると考えている。

3 地域割に関する意見

- ・ 共通するような地区を一つの地域としてまとめるという案もあるし、いろいろな特色があった方が、共通課題を地域総合事務所間で調整することができるという考え方もある。
- ・ 人口規模で区割りをするしかない。役所の事務体制として土木なり福祉なりが、効率的な事務体制として、どのような機関をいくつ設置したらいいかと兼ね合わせて決めるというのが一般的ではないか。
- ・ 市域を3つに分けると地域の文化などが全く無くなってしまう。

4 本庁の役割に関する意見

(1) 本庁の事務内容

- ・ 全市一律に提供・享受すべきサービスと地区ごとに特色あるものと線を引く必要がある。

(2)本庁の機構改革

- ・情報収集などのまちづくり関係の情報センターとして本庁へ担当セクションを設けて、そこが支所をバックアップし、支所が住民自治協議会をバックアップするという構成もあり得る。

5 地域会議に関する意見

- ・住民自治協議会を作って、なおかつ地域会議を作ることになれば、役員は地域会議へ参加する度に自分の地区へ内容を伝えなければならず、ますます役員の引き受け手がなくなるのではないか。